十文字学園
創立100周年記念募金

趣意書

～これまでの100年が、これからの100年を創る～

学校法人 十文字学園

十文字学園は、1922（大正11）年に東京の巣鴨の地に設立され、2022年に創立100周年を迎えます

ごあいさつ

学校法人 十文字学園理事長
十文字　一夫

皆様におかれましては、平素より学校法人十文字学園の教育並びに運営に、温かいご理解とご支援を賜り、改めて深く御礼申し上げます。

振り返れば、1922（大正11）年に東京の巣鴨の地で、文華高等女学校として産声をあげた十文字学園は、2022年に創立100周年を迎えます。

創立者である十文字ことは、幼い頃からの向学心を我が一身にとどめることなく、「もっと勉強して活躍したいと願う女性が一人でも多く学び、社会で羽ばたけるよう、なんとしてでも立派な学校を作りたい」という大志を抱きました。そして戦前戦後を貫くこの激動の一世紀を乗り越えて、現在巣鴨に十文字中学・高等学校、埼玉県新座に十文字学園女子大学、十文字女子大附属幼稚園が運営され、約5,000名が学んでいます。そして卒業生は既に約7万6千人を数えるまでに至っています。

今、私たちは、十文字学園創立100周年を前にして、学園歌「身を鍛へ心鍛へて世の中に、立ちてかひある人と生きなむ」に込められた教育理念を見つめ、さらに「変わらぬものの価値」「変わるものの価値」の選択眼を持って、新しい時代に柔軟に対応できる女性教育に突き進んでいく覚悟です。

そして、「女性活躍社会」と「人生100歳時代」という日本の国の進むべき未来に向けて、新しい時代を築く萌芽を膨らませる最大限の努力を重ねていく所存です。

今般、十文字学園創立100周年を迎えるにあたって記念募金を始めることとしました。皆様方には、十文字学園に向けたご高配とご支援を引き続き賜りたく、お願い申し上げます。

100周年事業のコンセプト　――これまでの100年が、これからの100年を創る――

創立当時の校舎（1922年頃）

戦災前の学校全景（1936年）

我々は、この百周年を次の百年への結節点として捉える。
この機会に十文字学園創立の理念や業績を振り返ることで、「世の中にたちてかひある人」の育成という、今後百年においても変わらぬ学園の使命を再確認したい。そしてそれを広く社会と共有し、女性が生き生きと活躍する時代の実現に、学園を挙げて貢献することを期するものである。

募金の目的

皆様からいただいたご寄附は次の事業に活用します。

奨学金制度の充実
学びたいと願う学生生徒等に対する様々な支援の充実を図ります。

教育設備の充実
各学校の教育施設及び教育環境の整備をするための資金に充当します。

創立者　十文字こと

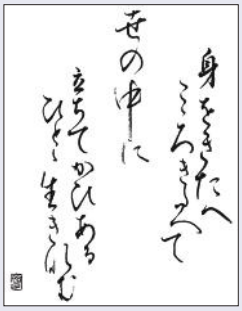

募金概要

募 金 名 称： 十文字学園創立100周年記念募金
募金目標額： 2億円
募 集 期 間： 2019年2月15日～2023年3月31日
募金対象者： 本学園の卒業生の皆様、本学園の在校生保護者の皆様、本学園の教職員並びにこの募金の目的にご賛同いただける法人及び個人の皆様

お申込みについて

個人の方： 一口 5千円
（一口未満のご寄附もお受けいたします）
法人の方： 特に定めません

お申込み方法

個人の方

郵便局・銀行窓口をご利用の場合

本学指定の「払込取扱票」が寄附金の申込書になっております。
必要事項をご記入のうえ、郵便局または銀行窓口からお振込みください。

インターネットをご利用の場合

クレジットカード決済及び本学指定の「払込取扱票」を使用せずにインターネットバンキング等でお振込みいただく場合、インターネットからのお申込みとなります。

・十文字学園100周年サイト　https://gakuen.jumonji-u.ac.jp/100th

法人の方

法人用のお申込み書類をお送りいたしますので、お手数ですが、十文字学園100周年プロジェクト事務局までご連絡をお願いいたします。
お振込み方法につきましては、銀行振込のみとさせていただいております。

税制上の優遇措置

本学園へのご寄附は、税制上の優遇措置が受けられます。

個人の場合

所得税の控除

2,000円を超えるご寄附は翌年の確定申告の際、寄附者の選択により、「税額控除」または「所得控除」を受けることができます。ご寄附いただいた方には、後日、領収書、税額控除に係る証明書（写）（「税額控除」申告用）、特定公益増進法人の証明書（写）（「所得控除」申告用）をお送りしますので、翌年の確定申告の際に所轄の税務署へご提出ください。

税額控除制度

税額控除は、所得控除に比べ小口の寄附の場合に減税効果が大きくなります。
「その年の寄附金額－2,000円」の４０％相当額を、その年の所得税額から控除することができます。
対象となる寄附金額は、総所得金額等の４０％が限度であり、税額控除額は、所得税額の25%が限度になります。

（寄附金額－2,000円）×40％＝税額控除額

所得控除制度

所得控除は、所得金額に対して寄附金額の大きい場合に減税効果が大きくなります。
「その年の寄附金額－2,000円」が年間所得から控除されます。控除できる寄附金額は、その年の総所得金額等の４０％相当額が限度です。

住民税の控除

十文字学園への寄附金を寄附金税額控除の対象として条例で指定している都道府県・市区町村にお住いの方は、個人住民税の寄附金税額控除（最大10%）の適用を受けることができます。
十文字学園は、東京都、埼玉県、豊島区、新座市から指定を受けております。詳しくは各地方自治体にお問い合わせください。

法人の場合

法人が本学へご寄附された場合、法人税法上、支出した寄附金を損金に算入することが認められています。損金算入にあたっては、寄附金全額を損金算入できる「受配者指定寄付金」と、一定額まで損金算入できる「特定公益増進法人等に対する寄附金」があります。ご利用の場合には十文字学園100周年プロジェクト事務局までお問い合わせください。

遺贈による寄附制度

ご自身の大切な財産を母校の発展、後輩たちの支援に役立てることができます。
本学園に遺贈していただいた場合、その財産は相続税の非課税資産となり、相続税を軽減することができます。ご関心のある方は、
十文字学園100周年プロジェクト事務局までご連絡ください。

寄附者芳名録の作成

十文字学園創立100周年記念募金にご寄附を賜りました皆様の寄附者芳名録を作成いたします。
（希望される方のみ）

1. 寄附者のご芳名、法人名を永久に保存させていただきます。
2. 寄附者のご芳名、法人名を広報誌・WEBサイト等に掲載させていただきます。

＊ご寄附をいただいた方の個人情報につきましては、情報の管理に充分配慮いたします。当該目的以外に使用することはございません。

■募金についてのお問い合わせ
十文字学園　100周年プロジェクト事務局

〒170-0004 東京都豊島区北大塚1-10-33
TEL：03-3916-2030（直通）　E-mail：100th@jumonji-u.ac.jp

〒352-8510 埼玉県新座市菅沢2-1-28
TEL：048-423-3749（直通）/ 048-477-0555（十文字学園女子大学代表）
E-mail：100th@jumonji-u.ac.jp

学校法人 十文字学園

十文字学園女子大学
（十文字学園女子大学短期大学部）
十文字高等学校
十文字中学校
十文字女子大附属幼稚園